

現代経営学上の諸問題とフォレットの集団論 (II)

榎 本 世 彦

- I 序論
- II 集団論
 - 1 ジェームズのプラグマティズム
 - 2 フォレットの集団論
 - 1) 集団原理
 - (1) 集団過程
 - (2) 進歩とコミュニティ (以上前号)
 - 2) 民主々義とは何か⁴⁸⁾
 - (1) 『新しい国家』の構成
 - (2) 統合的統一体論
 - (3) 真の民主々義
 - (4) アメリカの民主々義
 - (5) 直接政治
 - 3) 民主々義の方法としての集団組織
 - (1) 近隣関係集団 (以上本号)
 - (以下次号)

2) 民主々義とは何か

(1) 『新しい国家』の構成

フォレットは、その主著とも言うべき『新しい国家』を四編に分けて記述している。われわれはそれを前半部分（第一編と第二編）と後半部分（第三編と第四編）として二部に分けて解釈していた。しかしながら、第二編は、同書を精読すると、後半部分と第一編とを繋ぐ関節部分のような役目をはたしており、個と全体をめぐる統合的統一体論としての本書全体の構図を素描しているのである。第一編は集団原理として相互作用論を説くものであった。彼女はアソシエーションの新しい法則としての集団過程の理解の仕方を次の如く主張していた。すなわち、まず、それは、集団を過程としてとらえ、そしてまた共通意思形成に関与する集合の理念であるとしている。それは自他関係としてではなく自他一他自形成過程の原理の働きによるものである。それゆえ、真の個人とは個人主義やパーティキュラーリズムに基づくものではなくて、集合思考と集合意思形成に自ら参画する人のことを言うのである。彼女がウィリアム・ジェームズの論理に依拠して、自己統一体の中心と

48) 本稿 (I) において、第 II 編 2 章「フォレットの集団論」の 2 節は、「民主々義の方法としての集団組織」としていたが、「民主々義とは何か」と変更した。したがって、2 章は 3 節まで設けて、それを「民主々義の方法としての集団組織」とした。その理由は、本文『新しい国家』の構成を参照されたし。

して個人を見ると、われわれは、今や社会及び社会的精神においても彼女の言う自己統一活動のみをみることができるのである。したがって、社会もまた、諸関係化の過程であり、しかも統合化しつづける相互作用の研究によってのみ理解しうることになる。

このような集団原理は類似性や相似性に依拠するものではない。したがって、それは、模倣や暗示行為に感染された群衆行為や政党大会の悪弊から脱出する道であり、集団と個人、国家と個人とを真の個人を通じて表現する方法でもある。それは、人間関係のネットワークから成立した真の集合意思を生み出すものであり、全ての単一存在体が統合意思に対して彼の複合的生活全体を提供するものである。そのような全体をなす集団がコミュニティ形成の役割をはたすとき、彼女はロスコー・パウンド (Roscoe Pound) に依拠して契約化社会論からコミュニティ生活中心の法社会に移項して行くと言う。このような主張をなす第一編は、人間の相互作用を中心として形成される集団原理の論述であった。

『新しい国家』の第二編第 16 章の冒頭において、彼女は同書のめざすものを次の如く言っている。「本書の目的は政治の方法において生じさせねばならない何らかの変化を示すことにある。それらは、われわれが今発見したアソシエーションの最も有効な原理である集団原理をしてわれわれの政治生活に自由な役割を演じさせるための変化なのである。」⁴⁹⁾ そして彼女は、そのような目的のために第三編を展開しているのであるという。さらに、「伝統的民主主義」と題した第二編において、彼女は、第一編の集団原理と第三編第四編の集団論とその展開との結接部分の役割をもたせているのである。したがって、拙稿における「民主主義とは何か」という部分は、第二編がフォレット集団論の三本柱の一つであるがゆえ、「集団原理」と「民主主義の方法としての集団組織」と並べて掲げるべき内容を持つものである。これは、筆者の『新しい国家』の読み方のそれ以後の変化によるものである。当初は、前半部分を「相互作用論」、後半部分を「集団論」としていたのであるが、そうすると第二編が前半の原理の解説部分に入れられてしまって第二編の内容とすっかりいなくなってしまったのである。ここに、拙稿「現代経営学上の諸問題とフォレット集団論」(1)の目次を修正して、「民主主義とは何か」として本節を挿入することとする。

(2) 統合的統一論

『新しい国家』の第二編は、本書の構図全体を多元論から統一論形成過程論として、真の個人を生かすフォレット流民主主義論をなしている。人的相互作用の集団原理を受け入れることは、集団と個人とが同時にその存在を表わしうる方法を得ることである。そしてそのことは、個人の諸権利が集団の中での構成員関係によって与えられるものであることとなり、人が生まれながらにして持っている権利というような自然権の古い考え方はパーティキュラーリズム的個人を仮定していた。しかしそのようなパーティキュラーリズム的

49) M.P. Follett, *The New State*, *op. cit.*, p. 137.

個人などは存在していないことをわれわれは今や承知している。それゆえ、集団一人間の関係は、集団一権利の意味を表わすことになる。このように、人間は社会から離れたり、社会に反発して権利を持つことができない。われわれがアソシエーションの集団理論の中に含まれている諸権利の原理を完全に受け入れるとき、われわれの法廷の判決や国家の制度や政府のあらゆる具体的な機関等の全てを変えるであろう。われわれは「権利」を保護するのではなく、権利を創造するからである。

集団過程への理解が権利を生み出すように、自由についての真の定義もそのような過程への理解によって得られる。フォレットは本質的な集団構成員以外の者に自由はないと思うと言っている。法と自由とはこの論文の頁の表裏のようなもので、それらは相互に排除し合うものではない。法と自由とは、共に手をたずさえて進行するものである。そして、それらは、われわれがここで作ろうとしている生活のより大きなジンテーゼの中で共に増大してくるものであり、かつその一部分となっている集団に従うことがわれわれ自身に従うことになるという理由で自由であると、われわれは見ている。観念的には国家はそのような集団であると言われているが、実際にはそうになっていない。国家はますます集団をつくるわれわれに依存するようになって行くであろうからである。国家は私を制約したり規制したりする外的権限において存立するのではなくて、日常生活のあらゆる方面での子細な事柄の中で国家として活動する自分自身という存在であらねばならないのである。

長い間、ある種の均衡理論がおなじみとなっていた。すなわち、唯一者と関わりがあると思われる全ての事柄が一方に仕立てられており、多者とかがわりがある全ての事柄が他方に仕立てられていることである。そして、後者は個性と自由を要求し、前者は社会、強制力、権威等を要求している。これらの均衡論は次のようにして始まっている。一方ではわれわれの日常生活においてどれだけのものがあきらめさせられ、他方ではわれわれの日常生活の中で唯一者と多者との美しき均衡がどれだけ維持されているかによってである。このような個人と全体の均衡を得ているという説明の仕方は、何と人工的でそぞろしい響きを与える言葉であろう。われわれの自由が統一化した国民の表現形態となった政府の弱さではなくて強さに依拠するものであるということ、われわれは今や知り始めている。個人が未組織状態のまま国家に規制されているのではなくて、社会組織の程度がより複雑でより豊かでより広範な生活になればなる程、個人的な努力、選択、イニシアティブなどが一層の効力を発揮することになるのである。われわれの自由に訪れる試練は、国家の諸権力のもとに設定された諸制約の数にあるのではない。また、国家は超自然的な意思によるものでもない。われわれが国家そのものであるなら、われわれはわれわれの自由を歓迎することになるのである。このようなフォレットの主張こそ、多元論の多者と一元論の唯一者の均衡化を主張する論理ではなくて、それらを統合的統一国家論として、多元的一

元論の論理を適用しているものになるのである⁵⁰⁾。

しかし、一般に語られている自由は常に平等と対になっているが、このような表現方法は再評価すべきである。集団過程を通じて、われわれは、次の二点から平等であると言える。第一に、私は、集団が私を必要な構成員とすることによって、他の全ての人に対して平等であるということである。第二に、集団の本質的な部分である各構成員は、その全ての人々の生活における無限の可能性をその集団に提供する。しかし、このような集団内における各構成員の平等性は、機械的な平等性でも量的な平等性でもない。事実、われわれの言う民主主義は、通常では、不平等なものと言われかねないものを考えているとも言える。なぜなら、私がある人と全く同じものであり、あなたも私と全く同じものであるなら世界というものはかなり味気無いものになってしまうからである。その意味で、民主主義における希望とは不平等性の中に存在するのであり、真の平等とは全ての人々が全体の中で自分の占める役割を果たしていると同時に、私も全体の中で私が占める役割を果たしているところにあるのである。フォレットは、当時（1918年）の階級間の敵意の大部分のものは歪められた平等性から来ているとし、彼女が説く理論こそ多数者の真の「権利」を表現するものであるとしているのである。

ジェームズに基づく多と一と、そして個と全体とを統合的統一化することこそ、古い政治の世界の二元論を消滅させるものである。国家は個人のために存在するのではないし、国家のために個人があるのでもない。われわれは、国家をとてつもなく高い地位においたり、個人をそれに服従させたりするものではない。また、個人を神格化するのでも、個人に彼の「下僕」としての国家を与えるものでもない。国家は国民の下僕ではない。国家は、それが高水準の有効的業績を可能にする前に、国民であらねばならない。国家は個人の集合的な側面の一つである。個人はある観点からみれば国家の配分的な側面である。尊大な個人の存在は、われわれに民主主義の新しい理論の全体像を与えるものではない。統治する人々も統治される人々も、共通意思形成体の二つの側面にすぎないのである。われわれの言う集合的市民関係による真の代議員制を採用すると、国家に対する恐怖感は消滅するであろうが、それは、個人と国家の間に介在するアンティテーゼが消滅するからである。

政治的虚構としての民主主義は、「多数決原理」や「数による支配」として定義されて来たところによる。また、自由及び平等な権利として民主主義を定義して来た人もいた。これらのいずれの定義もパーティキュラーリスティックである。民主主義は全体の意味を意味するが、全体の意味は必ずしも多数派によって表されるものでもなければ、2/3や3/4の投票数によるものでもないし、合意によるものでさえない。多数決原理が合意ではなくて、統合的意思に近づくとき民主的なものになるのである。そしてそれは、小さな地域的集団

50) M.P. Follett, *The New State, op., cit.,* pp. 138-139.

の中にある組織こそが民主主義の今後の取りうる真の姿を示すものなのである。比例代表制としての少数者代表制は、それが常に代表制の一方法ではあるがアソシエーションの一形式ではないので、政党組織に牛耳られることになるのである。この例を、フォレットは、イリノイ州の下院の少数者代表制やベルギーの比例代表制の場合を上げ、選抜法や代議員制法のみを技術的手法に依拠するだけのものでは支配的政党の用具になってしまうのであれば、主張する。それゆえ、アソシエーションの様式がどのようなものであるかを問題にしなければならぬのであると云うのである。

(3) 真の民主主義

われわれが民主主義を「全体による支配」と定義するとき、それは、通常、全員による支配と考えられるが、従来、この「全員」の意味を完成に理解していかなかったから、偽りの群衆論にわれわれは支配されて来たのである。群衆を神格化したり、群衆の中で人はその個人的な精神を喪失してしまうと群衆を告発したりするのは、集団として、したがって集合意思形成過程として、個人的イニシアティブがいかに集合的イニシアティブたりうるかを学ぶ過程としての集団的な考え方に気がついていないからである。社会学や政治学の多くの著作家達は、生活そのものを、例外的な個人が主張しているものとし、根拠づけもしないで、精神的意思の努力をしない群衆がそれに従うようなものとして見て来た。社会学的主張と模倣行為、及び、政治学的ボスによるリーダーシップと大衆従属性の論理が支配する群衆論や大衆論がそこでは中心であったからである。成功した政治家とは群衆をよく知っている人であり、彼等をいかに支配するかを知っている人である。彼は、感情に訴え、世評を利用し、キャッチフレーズを編み出す。したがって、人々は、そのような政治家達のふりまく感情のとりことなり、模倣や暗示行為に容易に乗ぜられることになる。そこには、真の集合意思を生み出す集団は全くみられず、したがって集団法則ではなくて群衆法則が支配するのみである。

民主主義とは人間性について信頼することであり、「貧しい」人々を信頼することではなくて、全ての人々の生活する精神を信頼することである。今日、民主主義を唱える人々は、最も活発な哲学思想の趨勢や、最近の生物学者や社会心理学者によって示されている偉大な精神的統一体についての視点等を持っている人々である。ここにいう哲学思想とは、まさにジェームズらのプラグマティズムや心理学、及び、ゲシュタルト学派その他を指していると思われる⁵¹⁾。それは、結局、われわれが民主主義を信じさせられるようなアソシエーションの心理的過程を学んで来たからに他ならない。民主主義とは私の生活と他人の

51) 後の彼女の講演集をアーウィックが編集した『自由と調整』の中には、生物学者ホールデン (J. B. S. Haldane)、生理学者キャノン (W. B. Cannon) 等の人の名も上げられている。Lindall H. Urwick, *Freedom & Coordination, op. cit.*, p. 12, 齊藤守生訳『自由と調整』、ダイヤモンド社、34頁。

生活というものではないし、個人と国家でもない。それは、私の生活が国家である個人と、個人である国家とにそれぞれ結びついたものとなるような、全ての人々による一つの生活を樹立することである。したがって、民主主義は全体を一つにする生活を受け入れることが完全に可能となるのである。

しばしば、民主主義とは遠心力の傾向を持つものであると考えられているが、それはむしろ求心力である。民主主義とは拡散するものではないからである。それは、投票権の拡大化でもないからであり、それは、唯、表面的な見方にすぎないものなのであるからである。したがって、それは、共に集まることを意味しており、自己の欠落した部分に対するお互いの補足しあう行為を避けることのできないものにする要求なのである。それは、全ての男女の意思が形成する活動に貢献しなければならないような一つの意思を、発見することなのである。したがって、民主主義とは、永遠に包括して行く精神なのである。われわれは、全体性化する本能を持っているがゆえに、民主主義化する本能をも持っているのである。われわれは、相互作用関係を通してのみ、それも永遠に拡大化する相互関係を通してのみ、全体性を得るのである。しかし、民主主義は実のところ拡大化することでもなければ、ただ包含するものでもなくて、全体を創造するものなのである。

民主的な統制を得るにはたった一つの道しかない。それは、国民がいかに集合的な考え方を発展させるかという方法を学ぶことである。民主主義の本質は制度にあるのではない、「兄弟関係」の中にさえあるでもない。それは、人々の組織化を最も確実にし、最も完全に人々の自覚による事によって、共通の考え方を生み出すことである。民主主義は、人間の創造的な精神を自由にするという一つの働きだけを持っている。そしてそのような働きは、集団組織を通じて遂行されるのである。このような民主主義というものは一つの方法なのであり、国民の意思を発展させる科学的な技術なのである。それゆえ、集団心理学は民主主義の研究のための必然的な予備段階となるのである。第一次世界大戦がアメリカ人の家庭に与えた驚くべき事実は、戦争という非常時において、統一化するための全体となる力が感情に訴える手段以外の何ものかが働いているということであった。それこそ、実は、組織の生きたシステムであった。統一体は、感情でもなければ、知的な考え方もなくて、それは、現実の生きた心理的相互作用によって生み出される心理的過程なのである。それゆえ、民主主義とは人々の能力を発展させ、各人の力を利用し、多数の人々が加わっているコミュニティ内での人々の心の内に神の出現がみられることであり、またそれは集団内の全員の交織化によって人々の不完全さを補足し合うことである。それゆえ、ここに、個の相互作用関係を通して統一体化する全体を得るということになるのであり、それは、個と全体との二元論的対立論ではなくて、統合的統一体論が主張されるものなのである。

(4) アメリカの民主主義

西欧社会における個人の評価は、じょじょに、増大して来たものであった。16世紀の宗教改革は個人主義的な運動であったが、まもなく、個人を神格化するようになるにつれて、社会に対する個人の関係において個人の勝利を意味するようになると、それが、われわれを迷わすことになった。そのことは人々が個人を孤立化したものと考え始め、しかもそれだけでなく孤立したものが何らかの結合をしているという虚構を持ち出す必要が出て来た。まさに、社会的な契約ということはこの虚構のための発明であった。社会契約論は単位の集合体としての国家という考え方に基づいていた。それゆえ、当然、その単位の諸権利が維持されねばならないし、それらの諸権利が孤立した何の結合をも持たない個人間の権利をなすことから、契約上の権利という考え方を持つことになったのである。19世紀になると、そのような考え方は、ベンサム (J. Bentham) の個人の幸福という考え方によって、生物学的な知識に最近の諸思想の成果を付加したハーバート・スペンサー (Herbert Spencer) の説明によって、ミル (J.S. Mill) によって等々に育まれたので、「個人的諸権利」の理論は、より強固な塹壕に囲まれることになった。政府の干渉は激しく抵抗され、「個人的」自由はわれわれの要求の目標となったし、「個人的」競争と適者生存とは進歩の基準となる方法であった。スペンサーの書物の題名『人間対国家 (The Man versus the State)』は、関係化の概念を持たない個人によって樹立された誤った政治哲学の所産である全体 (the whole) を何とよく示していることであろう。

19世紀の後半世紀間で、最初は、T.H. グリーン (T.H. Green) の影響を通じて、次にカント (I. Kant) とヘーゲル (G.W. Hegel) に影響されて、従来と全く違った国家の理論が成長して来た。国家は、今や個人に従属するものではなくて、個人の達成と共にあるものであった。人は、その権利と自由とを、社会の中の構成員関係から得られるものとされるようになって来た。グリーンは、かつては、英米の政治思想に大きな影響力を持っていたが、次第に、われわれは、その他の諸影響力や実践的政治論にも依拠するようになった。ロイド・ジョージ (Lloyd George) が社会立法の中で、明確かつ卒直に表明している如く、その構成員達の生活を育む国家の権利と義務とについての認識が増大して来ているということは、早くも1870年の教育法、1878年の工場法 (以前の工場法を体系化し、拡大した)、及び、1872年以来の諸鉱山炭鉱法などにみられるのである。

それではアメリカの発展過程はどうであったらうか。通常、アメリカ憲法の起草者達が個人主義者であり、アメリカの政府に個人主義的な傾向を与えたとされている。しかし、われわれはこのことをよく研究してみねばなるまい。個人主義者達が個人の生活や財産権を認めて彼を保護し守って来たとか、個人主義者達が国民の「権利の章典」をわれわれの憲法のもつ権威ある部分にしたとか、個人主義者達が社会の犠牲のもとで個人の権限を拡

大化することを可能にしたとか、言われている。しかし、個人主義者達が抱く公正観は社会的な公正さではなくて、個人的な公正さに依拠するものであった。しかも、その公正さたるや消極的な意味でしかなかった。個人は何の積極的な機能をも与えられていなかった。個人は恐れられ、疑われていた。初期アメリカの諸憲法は人間に何の信頼をも置いていなかった。マサチューセッツ憲法は、人民による政府ではないとはっきり述べている。土地所有法は、まさに、国民が信頼されていないがゆえに、修正記入をするには余りにもむづかしすぎる記録書様式をとっていた。フォレットが言うには、われわれが独立宣言の起草案を読むとき、貴族国家の憲法を研究するとき、白人に限定されていた連邦憲法を研究するとき、合衆国の初期の政治家達の借りものの哲学を読むとき、いずれもわれわれは、人間に対して素晴らしい信念を抱く近代民主主義の指標について殆ど見る事ができないばかりか、そこには、貴族政治的傾向と、全ての立場にいる人々の真の個人主義の欠如とがみられるというのである。

確かに、政府に積極的な権力は何も与えられていなかったことも事実であった。全ての人は、地位に基づく機能を設定され、独裁的権限をもたらしような政府は、極端に、警戒されていた。行政管理執行者が大きな権力を持つことも恐れられていた。それゆえ、彼の権力はその仕事に不釣り合いな程度にしか与えられていなかった。裁判所は立法府に対しても権力を与えられていたし、立法府による法案が有効なものであろうとなかろうとその効力を発せしむる力を認められていたので、立法権も恐れられていた。行政府も恐れられていた。それゆえ、連邦議会はいくつかの権力しか与えられていなかった。いかなる人もいかなる制度も信頼されていなかったのも、権力は与えられていなかった。行為意思は、1789⁵²⁾年の時点では行為の原動力となることはできなかった。それは、意思の実際的な働きが信頼されていなかったからである。われわれの憲法の起草者達は、信頼可能などんな意思をも抱くことすらできなかったのである。恐怖心、不信心、信任でなく疑惑がわれわれの初期の政府の基礎であった。それゆえ、政府はいかなる大規模な形式的な機能をも持っていなかったし、さらにそれは自らをすら大きな社会的権力とすらみていなかった。個人が保護されているように、政府も保護されていた。18世紀後半の人々の思想は、弱い政府という考え方に基礎付けられていた。それゆえ、上のような考え方がアメリカの個人主義を示すさいにも考えられていたようであった。もちろん、現代的な民主主義の起源となるような健全な民主的諸要素も当時の人々は持っていたが、ここに述べて来たように、フォレット的な民主主義的個人像もなければ、心理学的な意味もみられないのである。

チェックアンドバランスというアメリカの持つ政治システムは、いかなる部門にも真の

52) 1789年3月、第一回連邦議会の開催と、同議会で、「権利の章典」の欠如の補足として、修正第1-第10条の追加が行われた。清水博編、『アメリカ史』、前掲書、69-70頁。宮沢俊義編、『世界憲法集第三版』、岩波文庫、1981年、51-52頁。

権力を与えるものではなかった。就中、責任を固定化する方法などはどこにもなかった。その結果、カオス的な状態となった。アメリカの政治システムで考えられたような複雑な機関は殆ど機能しなかった。公式的な制度 (official system) のもとで、遂行されるものは何一つなかった。このような状況にあって、個人でさえ、保護されているだけでは満足していなかった。彼は政治への実際的な参加を要求した。そこで、超公式的なシステム (extra-official system) である政党組織が採用されたのである。それは次の二つの理由による。第一に、個人にある程度の参加権を与えること。第二に、政府に政策遂行機会を与えることと、そして、ある種の統一化のための権力を具体化する機会を与えることであった。これらが、政党組織が登場して来た理由であった。

しかしながら、このような政党組織は、個人にとっても政府にとっても、どのような意味を持つのであろうか。政党支配は個人に対して真の参加の機会を与えるものではない。個人のオリジナリティは壊滅されてしまっている。全ての政党組織の目的は、人工的な多数決を創造することであるが、それは、政府とのつながりの中で、個人に対して殆ど権力を与えていなかったからである。多数決支配によってのみ個人をみようとすることは、そこで個人がどのように反映されるかということが考えられていないがゆえに、部分的なものにすぎないか誤ったものにすらなる。政党組織が政治のためにどのような働きをして来たかを考えてみよう。政治の実権は政党組織を通じて、政治的ボスや企業組織に移って行った。ボスの支配、政党の支配、及び、資本結合は、われわれが18世紀に開始した政治システムの中でさまざまな間隙を埋めている。企業と政治の癒着は、政党組織の形成に欠くべからざるものとなった。役人達は政党の機嫌をとり、官僚政治の非能率性をもたらした。政党機関の陰然たる力が、政治の無責任さと呼ぶことになる。全ての人々が理想を抱いて、形成してきたはずのアメリカの政治システムが、政党組織と政治の実践上のシステムの前に、崩壊しかけている。理論的には国民が権力を持っているが、実際には政府が第一の権力保持者である。それが議会召集権や政党幹部会を持つからである。

アメリカ人の野心と仲間がよりよくなるようとする努力とが、行きつくところは、大企業の悪であったとフォレットはみている。したがって、合衆国の憲法や法律が大企業の発展を可能としたのであり、法秩序の維持と産業秩序とが同じ階級の人々による相続又は伝統となっていたから生じて来たものであった。アメリカでは、次に改革の波が押し寄せて来た。その動機は素晴らしいものであったが、改革の方法は貧しいものであった。改革家達は何と闘っているかを知っていなかったし、個人こそが本質的に権利の回復をはからねばならないのであるという自覚もなかったからである。彼等も当時の悪を持ち込んだ政党と同じように、投票所での勝利をめざした。その方法は、政治システムの変化、オフィスへの「善良な」人々の任命、選良決定運動に「国民」を勧誘することなどであった。これら

事柄は、19世紀末の改革運動のめざしていたものであった。改革家達は、都市役人選出キャンペーンを行った。そのことは、市民大衆を自覚させる手段となった。しかし、それらは、政党組織のように地方の住民に対して感情に訴えるということではなかった。政治の機能を良くしようとする気持は、純粋なものである。しかし、常に、政治を市民の手においておき、そして、常に、市民が政治を監視するという改革家達の主張は、政治のシステムにどんな意義を持つであろう。彼等の主たる誤りは、反動的でも独善的でも憶病でも誠意のなさに対してでも両方の立場の人々に良い顔をする人々でもなかったが、彼等が個人の価値を評価していなかったからである。

しかし、20世紀に入って、そのような改革の動きは、個人それも社会における個人の立場や国家に対する個人の関係などにおいて、著しく評価が増大して来た。それらの兆しは次の4点にまとめられよう。第一に、産業の民主化への運動。第二に、婦人解放運動。第三に、直接政治参加運動。第四に、政党の基盤の中に社会計画を導入すること。これらのうち、第一の産業の民主化傾向は新しい国家に対する産業の関係であり、「社会的多元論」として、後述する。第二の婦人解放運動の本質は、婦人が婦人として投票権を持つのではなくて、個人としての婦人が投票権を持つことを意味するということに集約される。第三番目と第四番目は、次に「直接政治」として取り上げる。

(5) 直接政治

アメリカの政治は、限定された権限内で立法権と行政権を行使することによって、法廷での判決による判例を法典化してアメリカ国民を導いて来たことによって、建設的な権力を発展させて来た。しかし、その政府は、政党と大企業とによって作られたものであったし、「被統治者の同意」というある種の虚構が民主主義そのものであるかの如く考えられていた。さらに、そのような政党政治は、党の機関と共に展開して来たのであった。アメリカの政治は、そのような政党機関を通じて、国民の基本的な考え方をある程度迄吸収し、彼等の要求をある程度迄実現させて来た。このように、政党政治は、われわれの基本的な考え方を育てることができる土壌を準備する役割を果たしたと言えよう。このような政党政治に対して、投げかけられた三つの運動があった。それらは、直接政治運動⁵³⁾、行政責任の集中化、及び、社会立法の増大であった。このような運動が政党政治に何を提起するのであろうか。何らかの政治の新しい原則が必要であらうか。われわれは、こういった問いかけを、三つの運動を通じて考えてみよう。

政治がより能率的になることへの要求と、名目的ではなくて実質的な国民による政治統制にすることへの要求とは、1918年代のアメリカにおいて、痛切に必要とされていたもの

53) 拙稿、「現代経営学上の諸問題とフォレットの集団論」(I)、岩手大学人文社会科学部、『アルテスリベラレス』、第32号、145頁、脚注も参。

であるが、それらはお互いに矛盾するものではない。能率的な政治にするということは、専門家の雇傭と行政的権限の集中によって達成できるからである。ある人々は、行政執行者にながしかの権力を与えているがゆえに、国民にも同時に最高の権限を与えることによって、国民の「自由」を守らねばならないという。しかし、国民の自由は誰かに守ってもらうべき依存服従の関係にあるものであろうか。貴族政治の中でみられるような、依存服従の関係は、中央集権化した責任と彼等による大衆統制とに見ることができるが、われわれの言う民主主義は、全体の責任でも部分の服従でもなく、全体と部分とは、同じものの両面を指すことになるということである。

アメリカの市町村や州政府が1918年の時点で再組織化されようとしていると、フォレットはみていた。残念ながら、彼女の主張がアメリカの政治にどれだけの変革を与えたかという、その論点通りに行っていないと言えよう。アメリカ政治の主流は、政党政治であり続けて来たし、今後もそうであるようである。しかし、そうであるから彼女の論点に何の意味もないものであると言えようか。その論点の持つ、相互作用論や集団論等、多くの示唆は、われわれに多くの教示を与えているのである。まして、前述のごとく、『ニュー・ルール』のアメリカを見て⁵⁴⁾、今こそわれわれは、彼女の論理に耳目を開く必要があると言えよう。更に、彼女に聞こう。

長い間、アメリカの市民は、行政が少数の専門家の掌中に収集されるべきであるという実感を抱いて来た。それゆえ、正直な市民こそ官庁の下僕として最適者であるという考え方は、当時、急速に減退して行った。1918年現在で、300を越える市町村が委員会形式の政治のやり方を採用するようになった。さらに、市町村で専門行政管理者を求める動きも大きくなっている。しかし、そのような動きと同時に、アメリカの市民は、参加形態を取る選挙民団を構成するようにならねばならないのである。この段階で、政治と市民関係を三つの発展過程として分けて考えることができる。第一段階に、初期のアメリカの民主主義は、官庁などは平均的な市民層からその職員団を充当しておればよいと考えていた。第二段階に、フォレット達のような地方行政改革団体は、彼女達の市町村の状態を救済するものこそ専門的職員団であると考えようになって来た⁵⁵⁾。第三段階に、1918年当時の考え方では、専門的役提供団と積極的政治参加型選挙民とを結合する必要があると、みていることである。

54) 拙稿、「現代経営学上の諸問題とフォレットの集団論」(I)、岩手大学人文社会科学部、「アルテス・リベラレス」第32号、134-135頁参。

55) ハーヴァード大学長の A. Lawrence Lowell の姉妹の Katherine Lowell Bolker を中心とする The Women's Municipal League of Boston の活動をさす。1908年設立、1909年1月第1回会議でフォレットは報告している。ごみ集め、青少年補導、学校々舎利用(この委員会の議長がフォレットだった)、乳製品製造販売過程での衛生、煙公害、騒音、幼児保育、市場清掃、ねずみやはえの駆除、スラムの衛生施設などが活動対象であった。E.M. Fox, *The Dynamics Constructive Change in the thought of Mary Parker Follett, op cit.*, pp. 35-38.

アメリカ合衆国に占有、または占有されることを考慮中の州の数が増加するにつれ、州政府建設のための州憲法が、合衆国政府の行政機関と数多くの分野で不都合なコンフリクトを示し出した。各州憲法の中心的な理念は、責任の集中化を通じて、能率を増加させることであった。たいていの州政府樹立の目標は、①知事的手中に執行者としてのリーダーシップの集中化をはかること、②選挙民に直接責任を取るシステムであること、などに基づいていた。前者は、知事による行政官僚の任命、行政執行予算立案、執行者と立法府との関係の再調整などの仕事を意味しており、それゆえ知事は法案提出や排除の権限を行使できた。後者は、執行された職務と提案された計画とを批判する能力を必要としている。既に、議案提出権、住民投票、リコール制等は、州の政策によって市民自身による、行政への一般的統制策となっている。行政執行者のリーダーシップは州議会の権力を減ずるかもしれないが、それはやがて、直接的及び間接的に選挙民の権力を増大させるものとなる。すなわち、それは、間接的には政党組織を弱めることによって、直接的には国民により一層の統制権を与えることによって行われるのである。例えば、知事と議会の間で何らかの対立がある場合、市民は直接的には提案された法案そのものを通過させることによるか、または新しい選挙によって、それらの対立点に決断を下すかの方策によるのである。とにかく、最高統制は、どうにかして、市民のもとにおいておくべきなのである。

直接政治に関して、われわれは、二つの誤りを犯している。第一に、もしそれが政党組織内で運営されているのであるなら、いったい直接政治の利点はどこにあるのであろうかということである。第二に、それは、唯、市民が候補者名を記入したり、投票数を計算したり、その投票の優位制を第一としていることなどである。

第一のものとして、1918年のアメリカの政治が直面している顕著な問題は、政党組織の統制下にあるままで直接政治がいかにかうまく機能するかということである。直接予備選挙、合衆国上院議員の一般選挙、大統領予備選挙、議案提出権や国民投票などの諸要求運動は、それらのどれもが党の権力を打破すると同時に行われることがないなら、殆ど何の成果も生まないであろう。政党幹部会、政党大会、政治ボス等のやり方を伴なう政党組織が失敗したと、多くの人々は語っている。しかし、人々が希望する直接予備選とはどういうものかを考えてみると、それ自らは政党支配の独裁制からわれわれを解放してくれるようなものではない。人々が賞賛している直接予備選を検討して、それが実際にわれわれに与えるものが何であるかをみてみよう。政党の諸機関は始めから政党をいかにしてうまく出し抜くかを知っていたし、政党は、しばしば、ボスの権力だけを増やして来ただけだし、その最高位の所ではアメリカの統合化など何も達成していなかったのである。実は、このアメリカの統合ということこそ、民主主義の最高の課題であるのである。どのように政党機関を発展させ、改善したとしても、それは、国民の意思を何も提供しえないであらう

う。

更に、国民に一層多くの権力を与えるだけで、自動的に党の支配力を弱められるというようなものでもない。政党の独裁的な権力を破壊しようとすることや大企業の政党に対する関係を断ち切る方法を述べている直接政府の主張者達によって、多くの書物が出版されて来たが、われわれはそのような直接政府の兆しを殆ど見たことがない。もし、われわれが選挙の歴史を観察してみたなら、政党組織が自分達の候補者の当選のために、選挙のたび毎に「直接選挙」という言葉を使っていることがわかるであろう。政党機関によって機能させられている直接政治は、政党下の代議員政体と同様に権利を乱用しているのである。もし、直接政体が共通理念と共通目的の産出のために、非政党的集団としての投票者の組織化が達成されるなら、そのときのみアメリカの政治に直接政体が貢献しうるのである。

直接政治運動の誤りの第二の点に移ろう。政党組織による政治は、集団法則ではなくて群衆法則に依拠するものであり、ボスによる暗示行為と大衆の模倣追従行為こそが政党支配なのである。直接政体がただ投票数のみを数える手段にすぎないのであるなら、それはおそらく群衆政体にすぎないものである。直接政体が真の民主主義の技術を与えられるなら、それは政治の方法を一步前進させるものであるが、問題は多くの直接政体の支持者達がそのような政体になって行く必然性を自覚していないことにあるのである。国民を票数で数えることによる多数決原理、政党を信頼しているという信念が、国民の意思を手に入れているのであるとするがゆえに、国民は直接政体に疑問を持ち続けるのである。数の横暴によって政党支配下におかれてしまっているのであるなら、人々は、直接政体すら要求しないであろう。

それゆえ、一市民としての私の義務は国家を軌道に乗せることで使いつくされるものではない。一市民としての私の試練は、全体が私の内面または私自身を通してどう表現されるかである。投票権そのものが民主主義をもたらすのではない。他人に左右されない投票権を考えることは、目的と意思の独立によって集合意思を形成することにある。個人がこの教訓を学ぶには集団組織を通じてしかないのである。それは、教育制度の改革と他人と自覚心の複合する体験を組織で行うことである。これらについては、「民主主義の方法としての集団組織」において述べられよう。

本節の最後に、政党政治に投げかけられた三つの運動の第三の政党基盤の中に社会計画を導入することを考えよう。われわれの社会計画は、次の三つの過程を経て来たと言える。①レッセ・フェール (laissez-faire) 政策、②法規制政策、③建設的計画、である。レッセ・フェールは、人々が各自思うがままに行動することであったが、自らの行為を規制するという全く有害な法規制論が19世紀末にレッセ・フェールの諸結果を免れるためとして生じて来た。しかし、今や、1918年現在において、積極的な社会政策が考えられ、個

人の権利と財産権とによって人々を保護することよりも、それが民主的であると言われ出した。社会的諸政策の採用は政府の諸権力を増大させた。そしてそれゆえ、政治に国民を参加させることが一層必要となった。社会諸立法は、民主主義と個人主義の増大の指標である。それが個人のための立法であるからである。それは、保健法、労働時間短縮法、労働者災害補償法、養老院法、最低賃金法、産業災害防止法、幼児労働禁止法等である。これらの社会立法は、個人主義に対する反動であると指摘されている。しかし、個人が社会的に目覚め、かつその正しい評価をされたことは、かつてなかったのである。社会立法、直接政体、及び、行政責任の集中化などは、なにを意味したのであろうか。結局、それらは、個人を中心とした、社会の中での個人という見方を目覚めさせることになった。まさに、それらは、民主主義の成長の指標である。そしてさらに、その指標が全ての人々と、その人々の日常生活の要求とを政治の基本と実体とにするときのみ、その指標が尚一層の上昇を示すであろう。

3) 民主主義の方法としての集団組織

(1) 近隣関係集団

ここでは、フォレットの近隣関係集団仮説と、それに基づく統合的統一体国家仮説の説明をすることになる。先ず、前者から始め、それに関連して後者に論及することにしよう。個人の殻に閉じこもっていたり、自分達の欲求の実現のみに熱中している人々は、日常生活の持つ意味と深さを活用していない人々である。そのような人々は、眼を身の廻りに転ずるが良い。狭い自分中心や、自分達中心の世界から、いろんな価値と目的を持つ人々のいる近隣集団の生活の中に自分自身を置いてみるが良い。このような近隣集団組織を形成し、組織すること、及び、それを政治単位にするということが本書 (*The New State*) の展開しようとする中心的論点である。近隣関係集団の利点をいくつか考えてみよう。

第一に、それは、隣人の共同体を可能にし、隣人相互のより充分な理解と関係化を可能にすることである。われわれは、社会心理学、社会経済学、社会医学、社会衛生学、社会倫理学などを研究しているが、研究によってではなく実践によって生活を社会化させねばならないのであり、われわれが社会生活の習慣を得るようになる迄社会生活のどんな理論もわれわれに役立ちたくないであろう。現代社会 (1918年当時) に急速に顕在化した特徴をあげれば、それは、労働組織、協働組合組織、消費者同盟、雇傭者と被雇傭者の社会、市民運動などにおいて、人々が協働することになったことであろう。近隣集団の共同体の利点は、アソシエーションの技術をわれわれに提供してくれるところにある。それは、各人の生活を集合的生活 (collective life) とするために共に生活することを有効にし、そのための意思を訓練し、大きな目的に役立つものになるに違いないからである。

第二の近隣関係集団の利点は、たとえわれわれの町がどんなに大きくとも、利害関係が

どんなに複合的で包括的であっても、近隣関係集団の構成員の方がより充実した多彩な生活を得るということである。このことは、小さいことは大きいことよりいい事だと言う表現となり逆説的であると思えるかもしれない。しかし例示してみよう。レニングラード、パリ、ロンドン、ニューヨークの「最上流」社会のみを知っている人々は、それらの諸都市の「最上流」社会の典型と標準とは同じようなものであるから、極めて視野の狭い人々になる。彼等は生活を縦ではなく横に知っているのであり、垂直ではなく水平な文明であり、それは、全ての平面に持つ深さと高さの欠乏を伴うものなのである。このような人々は、いつも同じような所得、教養、言葉使い、趣味などを持つ人々の中で生活することになる。近隣関係集団は、教育水準も趣味も生活水準も職業もみな異なる人々からなる。もし、近隣関係に何らかの選択過程の結果が入り込む限り、それは余り好ましい集団にはならないであろう。近隣関係集団は刺激物として多くの人々の経験や理想の交織化を得られ、相互に活性化することが可能である。そこでは虚飾の世界でない、自然な人間と人間の触れ合いが得られる。それこそ人類の発展の真の土壌である。そのような共同生活を得るためには、統一体に成長するためには、近隣関係構成員が相互の自覚を必要としていることを知らねばならない。近隣関係集団の中でこそ多くの相互作用を通じて、他の人々の経験と自分の経験とから、自分を変えることができるのである。それは単なる情報交換所ではない。近隣関係組織が有効であるなら、そして政治単位であるなら、コミュニティの中にそれらの声を反映して語られねばならない。近隣関係の人口の増減は、近隣関係組織を考えることを再考察すべきであるという論拠にはなるが、しかし、その組織が新参者を理解し、市民生活において絶対必要である責任ある役割を果たす一人として参加の機会を提供すべきである。したがって、近隣関係は構成員が変わっても持続し、影響を与えうる伝統を持つことが可能である。

このような近隣関係とはどのようにして生み育てられるのであろうか。それは、ただ人と人との物理的な接触や、立ち並ぶ家々や、幾すじにも走る街路が近隣関係を作るのではない。地域の結束こそが、真の意味の統一体意識の形成に向けて道を開くものなのである。このような統合化された近隣関係を作るためには、フォレットは、以下の五つの方法をあげている。

①スクールセンターやコミュニティセンターなどでの近隣の人々の定期的会合の開催。1915年から1916年の間に463市が夜間学校を開設し、午後6時以降の公立学校の建物⁵⁶⁾で59,000回以上のスクールセンターを開催したという。ボストンでは、「ボストンタウンミーティング」「チャールスタウン協会」などがある。それらの近隣関係に住む男女は、

56) *Ibid.*, pp. 35-38. 上記脚註の如く、フォレットは「ボストン婦人市政同盟」の校舎利用委員会の議長であった。

お互いの事情や地域の状況を相互に知ることによって行政と共に、そして自らも行政の主体として機能することができる。このような会合は定期的開催することが必要である。フォレットは近隣者の小集団の定期的会合を、政治の新しい手段として勧めているのである。隣人達はこのような会合を通じて、近隣関係集団としての自覚をゆっくりと培って行くのである。近隣関係集団の自覚こそが何よりも大切である。それは市営浴場の獲得や新しい運動場を獲得すること等のような物を獲得するための手段の一つであるにすぎないものなら、余り大きな価値を持たないのである。このような自覚は、大衆集会や政党大会や個々の人々の間では、決して形成されるものではない。

② 近隣関係を創造するために、真の討論の仕方を学びかつ実践すること。人々はこのような討論によって真の集合意思を形成するであろう。それは群衆集会ではなくて、集団理念を創造するものであり、近隣人達の自覚に基づくその時々目的に向かって共通の在り方を創造する過程こそ、集団理念や共通意思を生み出す唯一の方法なのである。そのとき、われわれは、妥協や譲歩による共通意思形成から、統合過程で、自他一他自形成過程として理解しているものこそ、真の討論の方法によって実現されうるものなのである。それは、「絶対多数の非情さ」や「少数権固執」に対する救済策であり、模倣や暗示行為による誘発行為を防ぐ唯一の方法でもある。学校やセツルメントや YMCA などで行われている「討論会」の方法は、廃止されるべきである。なぜなら、そのような討論会は、人々が原則として彼等に割り当てられた側に立って、真実を発見することではなくて、常に勝つことをめざすからであり、何の相互作用も相互浸透化も、したがって統合的統一化もみられないのである。このような統合的な働きをめざす討論会は、第一に「自分の意思をいう正直な」人々であること、第二にわれわれ自身が考えることを通して近隣人としての自覚を一層向上させること、第三に人々の誤解や偏見をとくこと、第四に真の討論とは常に相異性を引き出すものであること、第五に近隣の人々の会合での討論で政治的な項目を論じ合う前に諸問題を語り合わせることで、等々によって勝負をつけるといった考え方をなくさせることである。

③ 余暇の建設的な利用。当時の青年男女は、労働時間の法的規制によって、職務能率の向上によって、機械装置によって、また、科学的管理によって、彼等の余暇が増加していた。このような余暇を近隣関係センターの中で青年達は活用できるのである。フェスティバルショー、休日祝賀会などはわれわれ全員がレクリエーションとして、自己表現手段として、そして近隣関係結合育成の手段として利用しう。近隣の人々は自分達の家族生活がより大きな全体生活の中にあるのであるということを自覚するようになるし、全体生活が豊かになれば家族生活もますますその利益を得ることになるのである。家族は他の家族に対する義務を学ぶであろうし、外的な諸関係の変化が家族内の全てを変えてしまうことに気付

くであろう。それは、ちょうど、国際連盟が全ての国の国内の歴史を基本的に変えてしまったのと同じようなものなのである。余暇の建設的利用によって、次のような効果もみられるのである。(i) 近隣センターにおいて、食糧確保の諸方法を相互に教え合ったり、婦人のための科学的な料理教室を開催したりすること。(ii) スクールセンターにおいて、ダンスの会で始めて自分の娘との友愛関係を持つことができた警官もいたという事などである。

④市民達に、自分達のコミュニティ生活のための責任を更に一層引き受けてもらうこと。このことは市民関係の道徳的統合を意図するものである。これは、新しい政治学の中心となるような内的精神的統一体を促進することである。統合化した近隣関係の責任の可能性は、次のように考えられる。当時の政治的状況のもとでの代議員政体は、仕事を委任するとき責任も委任しているという虚構に依拠している。企業による市民生活の権利破壊と同様、政治的ボス主義の中にはびこっている権利破壊の大部分のものは、責任の委任という虚構によっている。それは、ちょうど、企業経営者が仕事についての責任は部下に譲るが、最終的責任は代表者が負うものであるとしているようなものである。このことは責任は分割できないが共有できるからである。政治についてもこのようなことが言える。近隣関係組織は、一部の政治家に責任を委任したとするのではなくて、一般市民の責任制によるものなのである。第一に、それは政治的結合に実体を与えることによっている。第二に、国民への真の行政管理は運営業務機関を提供する事によるものである。当時の社会生活において、アメリカの人々は、彼等の諸要求の全てが政府又は制度上の政府の外部機関によって充足されるようになっていた。健康協会は人々に保健業務サービスを与え、レクリエーション協会はわれわれに遊技方法を教え、市民芸術連盟はより美しい環境をわれわれに与え、慈善協会はわれわれに救貧政策を提供している。私達は、常に、誰かによって働きかけられているが、誰も私達に働きかけることを奨励してくれない。1918年代でニューヨーク州は100の市民福祉部局を持っている。そこで、私は、私の最も貴重な所有物である「私の責任」を奪われてしまっているのである。上記に述べて来た近隣活動への積極的な参加の過程こそ、社会的な目的のための自己形成を可能にするものである。しかしこのことのみで終りではない。コミュニティ自身が近隣関係集団のそのような自己形成活動を受けて自ら問題を把握しなければならないし、その欲求を充足しなければならないし、その希望を有効にしなければならないからである。さらに、このような過程は、コミュニティレベルの問題こそ市町村の問題でもあり、市町村レベルの問題は州の問題にもなるのである。まさに、この過程こそ、個人が大都市の中で個性を喪失してしまっていくのではなくて、彼の近隣関係集団を通じて深く市民関係の自覚を持つようになり、コミュニティを形成し、都市となり、州となり、国家となりうるのである。

⑤近隣関係集団を展開させる最後のものは、近隣関係と市町村、州及び国家間の正規の結

合を設定することによっている。それはまた、国民の意思が国家主権の中にどの程度反映されるかにかかわる問題でもある。そのためには、われわれは、次の二つの問題を考慮しなければならない。第一に、それは、国家が国民生活と地域集団とを実際に統合するものでなければならないし、そのことによって個別の構成員を直接取り扱う方法を発見しなければならない。全ての近隣関係集団が組織されることが先ず前提となる。そこで、より大きな中間媒介集団を通じて真の国家に統合されねばならない。近隣関係集団出身の代議員達が自分達自身の問題として都市のあらゆる部分の要求や州のあらゆる部分の要求を自らの問題として関係付けられるまで、われわれの都市も州も独自の行政ができなくなる。近隣関係集団出身の代表者達の定期的な会議が、都市や州の問題の全てについて討議をまじえることによってのみこのような方法が可能であると思える。例えば、全国セツトルメント会議のようなある種の組織は、少くとも、近隣関係の代表を受け入れている。それは、産業教育に関する会議であれば、ソーシャルワーカーや教育の専門家達を含み、結核予防の会議であれば、ソーシャルワーカーや医療の専門家達を含むものとなることによって、真の参加的会議が開催されるであろうが如くである。われわれは、個人的な利益及びその個人の近隣集団の代表者による報告化のネットワークをも組織化すべきである。ちょうどそれは、ジェームズが多元論でも一元論でもなく部分部分のネットワークを通じて多元論一元論を主張したような論理の応用になるのである。州の議会は地域集団を通じて近隣関係集団を取り扱う方法を工夫せねばならず、またさらにそのことは州内の全ての個人を取り扱う方法にもなるのである。国家もまた州や地域団体を通じて小さな近隣関係センターとの真実のつながりを持たねばならないというわけである。

第一次世界大戦下のアメリカは、ワシントン政府から地方の最小単位の地域集団に到る迄命令が到達していた。国防委員会は、「各州との協力部局」を持っていた。このことはまた各州の州立国防委員会とも連携していたということになる。たいていの州で、州議会は郡議会と連携しているし、またその郡議会は、しばしば、市町村の議会とも連携している。この範囲内で国防委員会は、最近（1918年12月）、各学校区域にコミュニティ委員会を創造して郡組織の拡張をするようにと勧告した。そのための通達は以下の文であった。

「戦争開始以来最初の9ヶ月間は戦争継続のために全国民の力を動員し、かつ有効ならしめるために、最も小さなコミュニティの中に迄到達するような全国的な公的組織を展開することが極めて重要であることを示している。」⁵⁷⁾と。これは、政府が全ての市民との個人的な関係化を持つことが可能である小さな集団との密接な接触の必要性を述べており、ウィルソン（Woodrow Wilson）大統領は、このような手段を支持して次のように言った。「（これは）非常に重要で意義のある進歩である。思うに、これまでいかなる大規模国家も

57) M.P. Follett, *The New State*, *op. cit.*, p.247.

国民と直接接触を持てなかったもので、もし完全に国家に国民を結びつけることができたならばそれは近隣関係組織のおかげである。』⁵⁸⁾と。今や、国家は近隣関係集団を通じて個人を求めているのである。食物と燃料の保全教育のため、自由貸付金貸与のため、赤十字運動の仕事のため等に、スクールセンターが使用されている。このような傾向において、三つの彼女の重要な論点がある。第一に、個人は、上から下へ命令を下すよりも下から上へ注文する (from below up rather than above down) 運動を選択するものである。これは、上のような非政党委員会を通じて、国家の政策が国中に拡大されるのみならず、一つの地域から良い案を考え出すとワシントンに報告されて合衆国の他の地方にも順次まわされて行ったことを言うのである。それは、個人から国家へ、そして国家から個人へ回転するものであり、またそれは一地方の諸問題が一つの国家又は協調的な諸国家間の問題とするものに迄なったことをいうのである。平時よりも戦時にこのような民主的な組織が有効に機能するのはなぜであろうか。

近隣関係は国家を形成するために、近隣関係同志が結合しなければならないが、それは直接的には不可能である。なぜなら、全ての近隣関係組織が集まるには、余りにも数が多すぎるからである。たとえ、物理的に可能であっても、それは社会ではなくて群衆を創造することになるがゆえに、代議員制が必要なのである。なぜなら、理論的には大きな数の人の集まりになればなる程、第二の論点の複合的自覚 (compounding consciousness) が不特定な個人による不特定な適応がえられるが、実際にはこのような多様で複合的な適応はある数を越えると不可能である。それゆえ、最も小さな単位からより大きなものや連邦国家、世界国家にいたるまで、第三の論点の、近隣関係組織の代議員制 (representatives of neighborhood organization) を取らざるをえなくなるが、そこでは複合的な自覚の働きが近隣関係集団において作用している場合に限定される。しかし、このことは、民主主義の単位を個人から集団へ移して行くものではない。都市行政や州行政の単位を自ら感得せられねばならないのは、個人なのである。個人はその責任を自分の所属する近隣関係集団に委任しているのではない。個人はより大きな全体と直接関係を持っているのである。単なる媒介団体として集団を形成する個人や国家を形成する集団という中世的な考え方を述べているのではない。われわれの求めるのはあくまでも真の個人なのである。近隣関係組織は個人に政治的な有効性を与える運動であり、集合的な運動ではなくて個人主義的な運動である。近隣関係組織は、その起源をニューイングランドのタウンミーティングや英国の先祖達の持っていた初期の制度にあるのである。真の隣人関係は国家の実体の中に統合されねばならないのである。命令の上意下達より注文の下意上達制、複合的自覚、そして、真の代議員制などは、近隣関係集団の仮説を基礎とする統合的統一体国家仮説の要件でも

58) *Ibid.*, p. 247.

ある⁵⁹⁾。

さて、近隣関係集団以外の他の集団も国家の中に出現する。今日の社会生活では常に増大しつつある複数の集団組織が認められるであろうし、それらは、政治の責任をも負担することになる。これは職域集団論として、後述するものである。 (次号に続く)

(昭和58年9月5日受理)

59) 個と全体との関連化において、われわれは、フォレット女史に対するジェームズの影響の他に、A.B. トンプソン (Anna Boynton Tompson) 女史や英国の政治哲学者 B. ボザンケ (Bernard Bosanguet) との交流などの影響もあることを注記したい。トンプソン女史は、フォレットのセイヤーアカデミー時代の歴史学の恩師であり、フィヒテ (J.G. Fichte) の研究者でもある。cf Anna Boynton Tompson, *Unity of Fichte Doctrine of Knowledge*, Radcliff College Monographs No.7, Boston U.S.A., Published by Ginn & Company, 1985.